

昭和薬科大学動物実験倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規定は、「動物愛護及び管理に関する法律(平成26年5月30日法律第46号)」等の法令及び告示に基づき、本学の実験動物を適切に管理し、良質の実験動物管理を行うことにより、生命科学の教育及び研究の推進に寄与することを目的として、昭和薬科大学動物実験(以下「委員会」という。)を設置し、その運営を円滑に図るために必要な事項を定める。

(設置)

第2条 昭和薬科大学動物実験指針(以下「指針」という。)の第10条に基づき、委員会を設置する。

(任務)

第3条 委員会は指針について必要な事項を所掌する。

(組織)

第4条 委員会の委員は、次の各号に定める者とし、学長が任命する。

- (1) 実験動物研究施設運営委員会委員長
 - (2) DNA安全委員会委員長
 - (3) バイオセーフティー委員会委員長
 - (4) 動物実験を実施する主な研究室から若干名及び非動物実験系研究室から若干名
 - (5) 学外有識者若干名
 - (6) 前号に定める者の他、学長が特に必要と認めた者
- 2 委員長は前項の定める委員のうちから学長が氏名する。
- 3 委員長は、委員のうちから幹事1名を指名する。
- (1) 幹事は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、動物を直接対象とする研究に関し、実験者から申請された研究計画の倫理上の審査を行うことができる。

- (1) 委員会は、前項の申請がない場合でも、必要と認めたときは研究計画の申請を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議事)

第7条 委員会は半数以上の委員の出席により成立する。

- 2 議長は委員として議決に加わることができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認める場合は、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴取することができる。

(規程の改廃等)

第9条 この規程の改廃等については、教授会の審議を経て学長が決定し、理事会が行う。

(事務)

第10条 本委員会に関する事務は、大学事務部が行う。

(雑則)

第11条 指針及びこの規程に定めるもののほか、会の運営に関する必要な事項は、委員会で定める。

附則

この指針は平成12年7月21日から施行する。

附則

この指針は平成13年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成15年4月1日から施行する。

附則

この指針は平成20年9月19日から施行する。

附則

この指針は平成27年2月20日から施行する。

附則

この指針は平成28年9月16日から施行する。